

船橋市通報システム（船橋市道路損傷通報システム）運用規約

1 目的

船橋市通報システム（船橋市道路損傷通報システム）（以下、船橋市道路損傷通報システム）は、以下の目的のために活用します。

- （１）本市が管理する道路の路面・排水施設・照明灯・街路樹・安全施設等に関する不具合を市民にLINEを活用して迅速かつ手軽に通報・情報提供してもらうことで、市民との協働により質の高い管理を行うこと。

2 アカウント情報等

- （１）アカウント名：船橋市通報システム
- （２）アカウントID：@730jsyii

3 受信内容

本市が管理する道路の路面・排水施設・照明灯・街路樹・安全施設等の状況がわかる写真、その場所の位置情報（または住所などを特定できる情報）とし、アカウント管理者が両情報を確認したことをもって、当該情報の受け付けとします。

4 アカウント管理者

船橋市建設局道路部道路維持課長

5 運用者

道路維持課の職員

6 利用者

船橋市道路損傷通報システムを閲覧・利用いただく人は、本運用規約に同意したものとみなします。

7 利用方法（当システムをご利用になる皆様へのお願い）

- （１）スマートフォンをお持ちの方は、コミュニケーションアプリ「LINE」をダウンロード・インストールしてください。船橋市通報システムを検索・二次元バーコード読み込み・ID追加などの方法で「友だち追加」してください。
- （２）本市が行う通報・情報提供に関する受信確認は、原則として開庁時間内（祝日、年末年始を除く、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時）とします。

- (3) 通報・情報提供の内容が緊急の対応を要する場合には、下記までご連絡ください。
開庁時（平日午前9時～午後5時）：道路維持課047-436-2618
閉庁時（平日時間外、土日祝、年末年始）：市役所代表047-436-2111
- (4) 本市が通報・情報提供として受信した情報は、道路の路面・排水施設・照明灯・街路樹・安全施設等を適切に維持管理するための情報収集を目的としており、本市が管理していると特定できた場合のみ、対応します。補修等の対処の要否及びその方法については、運用者の判断によるものとします。
- (5) 本市が通報・情報提供として受信した情報及びその対応状況は、適宜、市公式ホームページで公表します。

8 注意事項

- (1) 本市が船橋市道路損傷通報システムに掲載する個々の情報（文書、写真、イラスト等）に関する著作権は、本市あるいは原作者等に帰属します。船橋市道路損傷通報システムの内容について、「私的利用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。
- (2) 運用者は船橋市道路損傷通報システムへお送りいただいた通報・情報提供、その他コメント・メッセージ・画像への個別返信は原則いたしません。ただし、自動応答でのメッセージをお送りすることがあります。
- (3) 船橋市道路損傷通報システムについて、以下に該当するものはご遠慮ください。またそうした通報・情報提供等については対応できないか、または発信者に断りなく、発信内容の全部または一部を削除することがあります。
- ・私道など本市が管理していない道路等である場合（ただし、国など管理者が特定できる場合は、管理者に情報提供します）
 - ・法令等に違反するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・犯罪行為を助長するもの
 - ・政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似したもの
 - ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
 - ・本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
 - ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
 - ・営利を目的としたもの
 - ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
 - ・LINE利用規約に反するもの
 - ・その他本市が運営上不適当であると判断したもの
- (4) 通報・情報提供をいただいた情報は、補修等の参考に活用することを目的としており、通報・情報提供いただいたものについて必ず補修等を行うものではありません。

ん。

- (5) 通報・情報提供に関して返信を希望する場合及び通報内容への対応について確認を希望する場合には、従来通り電話で通報・情報提供・お問い合わせください。
- (6) 船橋市道路損傷通報システムへ通報・情報提供をいただいた情報への対応については、受信から数日を要しますので、緊急な対応が必要なものに関しては、従来通り電話で通報・情報提供・お問い合わせください。

9 免責事項

- (1) 本市は、利用者が船橋市道路損傷通報システムを利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (2) 本市は、利用者により投稿されたコンテンツ（通報・情報提供、その他コメント・メッセージ・画像）について、一切責任を負いません。
- (3) 本市は、船橋市道路損傷通報システムに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 船橋市道路損傷通報システムは、LINEヤフー株式会社のシステムによって運用されています。LINEヤフー株式会社のシステム運用や技術的な質問に関して一切お答えすることができません。
- (5) 本市は、予告なく運用規約の見直し、または中止をする場合があります。

変更履歴

令和4年10月1日 制定

令和5年12月1日 改定